社債、株式等の振替に関する命令(平成十四年内閣府・法務省令第五号)

日次 第二章の二 地方債等の振替(第十条の二—第十条の十二—第第二章の三 受益証券発行信託の受益権の振替(第十条の十二—第第三章〜第八章 (略) 第二章の三 受益証券発行信託の受益権の振替(第十条の十二—第 第二章、第二章 (略) 日本の一十八) 一十条の十八) 「振替口座簿の電磁的記録の方法) 条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百十七条、第百十八条第六項(法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十十条、第百二十一条	国次 (新設) 第二章の二 受益証券発行信託の受益権の振替(第十条の二―第十第三章~第八章 (略) 第三章~第八章 (略) (振替口座簿の電磁的記録の方法) (振替口座簿の電磁的記録の方法) 条、第百十八条、第百二十条、第百十五条、第百十七 条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百十七
法第六十八条第六項(法第百十三条、第百十五条、第百十七替口座簿の電磁的記録の方法)	巷
二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用す一条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百	
(法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九る場合を含む。)、第百二十七条の四第六項、第百二十九条第六項	(法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九る場合を含む。)、第百二十七条の四第六項、第百二十九条第六項
)、第百六十五条第六項(法第二百四十七条の三第一項、第二百四条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。	)、第百六十五条第六項(法第二百四十九条第一項及び第二百七十条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。
五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合をむ。)及び第百九十四条第六項(法第二百五十一条第一項、第二百十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含	十六条第四号において準用する場合を含む。)に規定する主務省令項(法第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七六条第三号において準用する場合を含む。)及び第百九十四条第六

る。とができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとすその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくこ含む。)に規定する主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスク

(振替機関への通知事項)

(削る) 第三条 (略

| るファイルに情報を記録したものとする。| り一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製すで定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法によ

(振替機関への通知事項)

第三条 (略)

2 ゜は 替社債 管理の委託を受けた者」と、 年法律第八十六号) める事項について準用する。 百九号)第五条の六において読み替えて準用する会社法 ロ中「社債管理者」とあるのは「地方財政法(昭和二十三年法律第 おいて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定 前項 「地方財政法第五条の七の規定により」と読み替えるものとする (短期社債を除く。 (第一号リ及び第二号を除く。 第七百五条第 」とあるのは この場合において、 同号ト中「会社が合同して」とあるの 項に規定する地方債の募集又は の規定は、 「振替地方債」 前項第一 法第百十三条に (平成十七 と 号中 同号

3 期社債」とあるのは る事項について準用する。 とあるのは いて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定め とあるのは 項 (第一号ト及びリを除く。 一短期投資法人債」と 「投資法人債管理者」と、 「短期投資法人債」と、 この場合において、 の規定は、 同項第二号中 ハ及びト」とあるのは 同号口中 第 法第百十五条にお 項 第 「社債管理者 「短期社債 号中

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

4 用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項 び 第一 ハ」と読み替えるものとする。 項 (第一号リを除く。

の規定は、

法第百十七条において準

について準用する。

5 るのは 期社債」 と読み替えるものとする。 とあるのは「特定社債管理者」と、 る事項について準用する。この場合において、 いて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定め 第一項 「特定短期社債」と、 とあるのは (第一号ト及びリを除く。 特定短期社債」 ハ及びト」とあるのは「及びハ」 同項第二号中 の規定は、 Ł, 同号口中 第一 法第百十八条にお 「短期社債」とあ 項第一号中 社債管理者」

6 央金庫法第六十二 の管理の委託を受けた者」と、 平成十三年法律第九十三号) 期社債」とあるのは る事項について準用する。 のは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利 農林債に表示されるべき権利」と、 いて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定め き権利」と 「信用金庫法第五十四条の四第一 第五十四条の四第 項(第一号ト及びリを除く。 一条の二第 ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替える 「信用金庫法 項に規定する短期債又は農林中央金庫法 この場合において、 一項に規定する短期農林債に表示される 第六十二 同項第二号中 (昭和二十六年法律第二百三十八 項に規定する短期債又は農林中 同号ロ中「社債管理者」とある 一条の二第一 の規定は、 「短期社債」とあるの 第 項に規定する短期 法第百二十条にお 項 第 号中

ものとする。

第七号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分7 法第百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項

に応じ、当該各号に定めるものとする。

項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るものである場合法第百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一

イ 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受次に掲げる事項

ロ受託者の商号

益権の総口数

品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十九条の五第一託者の商号(当該委託者が適格投資家向け投資運用業(金融商ハ 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあっては、委

和二十六年法律第百九十八号)第二条第十一項に規定する金融た金融商品取引業者(投資信託及び投資法人に関する法律(昭おいて同じ。)を行うことにつき同法第二十九条の登録を受け項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下この号に

は、その旨を含む。)

商品取引業者をいう。

以下この号において同じ。

) であるとき

ニ振替投資信託受益権の口数

の総額及びこれに相当する口数の総額及びこれに相当する口数で、合同して運用する元本の

信託契約期間

ト 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

法並びにその支払の方法及び時期
一受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方

私募の別というというでは、「おおおり」というでは、「おおり」というでは、「おおり」というでは、「おおりのでは、「おおりのでは、「おおりのでは、「おおりのでは、「おおりのでは、「おおりのでは、「おおりのでは、

振替投資信託受益権については、追加信託をすることができる 一元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の

元本の限度額

あるときは、その旨を含む。) 及び所在の場所 は名称(当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき は名称(当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき が 要託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、

その旨を含む。)及び所在の場所 「一大条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、 法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、 法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、 との旨を含む。)及び所在の場所

ル又はヲの場合における委託に係る費用

運用に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容力。委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合又は受託者が

信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下国証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資

(削る)

買取り又は償還を行うことはない旨の表示回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって

- | 総理府令第百二十九号) 第十三条第二号イに規定する公社債 | 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年

投資信託

- 款に別段の定めのあるもの (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約号口に規定する親投資信託
- 口数 用する法第六十九条第一項の信託に係る振替投資信託受益権の総 一 前号の場合以外の場合 法第百二十一条において読み替えて準
- 二受託者の商号

振替貸付信託受益権の総額

- 三信託契約期間
- 四 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所
- 五 信託報酬の計算方法

(削る)

一 振替特定目的信託受益権の元本持分(資産の流動化に関する法第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする

- 6 -

定する元本持分をいう。 律 (平成十年法律第百五号)第二百二十六条第一項第三号ロに規 第三号及び第四号において同じ。 又は

利益持分(同項第三号ロに規定する利益持分をいう。第三号及び

第四号において同じ。) の総数

名又は名称及び住所 る原委託者をいう。)及び受託信託会社等 に規定する受託信託会社等をいう。 原委託者(資産の流動化に関する法律第二百二十四条に規定す 第七号において同じ。)の氏 (同法第二条第十六項

各振替特定目的信託受益権の元本持分又は利益持分の数

四 持分若しくは利益持分の計算に係る特定目的信託契約の定め 振替特定目的信託受益権の元本持分若しくは利益持分又は元本

特定目的信託契約の期間 前号に掲げるもの以外の振替特定目的信託受益権の内容

五.

七六 受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する特

定目的信託契約の定め 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期 権利の行使に関する特定目的信託契約の定め (資産の流動化に

振替特定目的信託受益権の元本の額

項に規定する特定信託管理者に係る事項を含む。)

関する法律第二条第十七項に規定する代表権利者及び同条第十八

する法律第四条第三項第三号に規定する従たる特定資産を除く。 の内容 振替特定目的信託受益権に係る特定資産 (資産の流動化に関

(削る)

る )

その旨

三十条第一

振替特定目的信託受益権が資産の流動化に関する法律第二百

項第三号に規定する特別社債的受益権であるときは、

10 八年法務省令第十二 この場合において、 ために発行するもの」と、 保に係る信託証書の表示」と、 とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担 債信託法 されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、 社債管理者」とあるのは るものとする。 とあるのは「信託の受託者が発行する外債であって、 」とあるのは「振替外債 とあるのは 第一項の規定は、 )」とあるのは 項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。 (明治三十八年法律第五十二号) の規定により物上担保が 「担保が」と 一号) 第一項第一号中「振替社債(短期社債を除く。 法第百二十七条において準用する法第六十九条 一振替外債 第二条第三項第十七号に規定する信託社債 「外国又は外国法人の発行する債券に表示 同項第二号中 (短期外債を除く。 「同法第二十六条各号に掲げる事項」 同号リ中「会社法施行規則 (短期外債に限る。 「振替社債 ) 노 同号チ中「担保付社 )」と読み替え (短期社債に限 信託財産の 同号口中 (平成十

べてに該当するものをいう。 11 前項の「短期外債」とは、振替外債のうち、次に掲げる要件のす

(削る)

円建てで発行されるものであること。

| | 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあった日から

#### 第二章の二 地方債等の振替

(地方債に関する社債に係る規定の準用)

第十条の二 債の募集又は管理の委託を受けた者」と、 第一号中「振替社債 務省令で定める事項について準用する。 るものとする。 百十三条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主 十三年法律第百九号) (平成十七年法律第八十六号) 第七百五条第一項に規定する地方 と、 とあるのは 同号ロ中「社債管理者」とあるのは「地方財政法 第三条(第一号リ及び第二号を除く。 「地方財政法第五条の七の規定により」と読み替え (短期社債を除く。 第五条の六において読み替えて準用する会社 この場合において、 )」とあるのは「振替地方 同号卜中 の規定は、 「会社が合同し (昭和二 第三条 法第 (新設)

(投資法人債に関する社債に係る規定の準用)

第十条の三 令で定める事項について準用する。この場合において、 五条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省 第三条 (第一号ト及びリを除く。) の規定は、 第三条第一 法第百十

> がないこと。 年未満の日とする確定期限の定めがあり、 かつ、 分割払の定め

定めがあること。 利息の支払期限を、 前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の

兀

(新設)

(新設)

	令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一十条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省
(新設)	第十条の六 第三条(第一号ト及びリを除く。)の規定は、法第百二(特別法人債に関する社債に係る規定の準用)
	と読み替えるものとする。
	債」とあるのは「特定短期社債」と、「、ハ及びト」とあるのは「管理者」とあるのは「特定社債管理者」と、同条第二号中「短期社
	号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、同号ロ中「社債令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一
(新設)	<ul><li>八条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省第十条の五 第三条 (第一号ト及びリを除く。) の規定は、法第百十</li></ul>
	(特定社債に関する社債に係る規定の準用)
	める事項について準用する。 める事項について準用する。 おいて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定
(新設)	第十条の四 第三条(第一号リを除く。)の規定は、法第百十七条に「木工会者の者債に関する者債に依え表気の対す」
	(目立会土の土責こ場する土責こ系る見官の作用)のは「及びハ」と読み替えるものとする。
	期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、「、ハ及びト」とある
	債管理者」とあるのは「投資法人債管理者」と、同条第二号中「短号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、同号ロ中「社

金庫法 は農林中央金庫法第六十二条の二 とあるのは する短期農林債に表示されるべき権利」と、 百三十八号)第五十四条の四第 み替えるものとする。 示されるべき権利」と、 き権利の管理の委託を受けた者」と、 とあるのは 「短期社債」とあるのは (平成十三年法律第九十三号) 「信用金庫法第五十四条の四第一項に規定する短期債又 「特別の法律により法人の発行する債券に表示される ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読 「信用金庫法 第 項に規定する短期債又は農林中央 第六十二条の二第 項に規定する短期農林債に表 同条第二号中 (昭和二十六年法律第二 同号口中 「短期社債」 「社債管理者 一項に規定

項)(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する振替機関への通知事

げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲第十条の七 法第百二十一条において読み替えて準用する法第六十九

次に掲げる事項項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るものである場合項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るものである場合法第百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一

益権の総口数
- 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受

ロ受託者の商号

ハ 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあっては、

委

新設

品取引法 は、 商品取引業者をいう。 和二十六年法律第百九十八号) た金融商品取引業者 項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。 託者の商号 おいて同じ。 その旨を含む。) (昭和1 (当該委託者が適格投資家向け投資運用業 を行うことにつき同法第二十九条の登録を受け 一十三年法律第二十五号) (投資信託及び投資法人に関する法律 以下この号において同じ。 第二条第十一項に規定する金融 第二十九条の五第一 以下この号に ) であるとき (金融商

- 一振替投資信託受益権の口数
- の総額及びこれに相当する口数 一 委託者非指図型投資信託にあっては、合同して運用する元本
- 信託契約期間
- 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所
- 法並びにその支払の方法及び時期受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方
- 私募の別というというでは、「おおおり」というでは、「おおり」というでは、「おおりの別」というでは、「おおりの別」というでは、「おおりの別」というでは、「おおりの別」というでは、「おおりの別」というでは、

あるときは、 金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者で その旨を含む。 及び所在の場所

その旨を含む。 法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、 者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引 託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称 受託者が運用に係る権限を委託する場合においては、 )及び所在の場所 当 (当該 了該受

カ 運用に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合又は受託者が ル又はヲの場合における委託に係る費用

日| 買取り又は償還を行うことはない旨の表示 回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって 信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下 証券投資信託のうち、 次に掲げるもの以外については、 投資

(1)投資信託 総理府令第百二十九号)第十三条第二号イに規定する公社債 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 (平成十二年

(2)

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第十三条第一

(3)号ロに規定する親投資信託 款に別段の定めのあるもの 1)及び2)に掲げるもののほか、 その設定当初の投資信託約

用する法第六十九条第一項の信託に係る振替投資信託受益権の総 前号の場合以外の場合 法第百二十 一条において読み替えて準

#### 口数

□ 三第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について準用する 三第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について準用する 2 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、法第百二十一条の

(新設)

第十条の八 条の二 準用する法第六十九条の二第 令で定める場合について、 条の規定は法第百二 第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める者について、 第四号に規定する主務省令で定める事項について、 省令で定めるものについて、 分に限る。 として主務省令で定めるものについて、 に規定する主務省令で定めるものについて、 に係る部分に限る。 の規定は法第百二十一条において準用する法第六十九条の二第 十九条の二第一項に規定する主務省令で定める場合について、 一十一条において準用する法第七十条の二第1 (第一号に係る部分に限る。 第 項に規定する受益者又は質権者となるべき者として主務 第四条の規定は法第百円 の規定は法第百二十一条において準用する法第六十九 一十一条において準用する法第七十条の二第二 の規定は法第百二十一条において準用する法 それぞれ準用する。 第七条 項に規定する当該受託者に準ずる者 の規定は法第百二十一条において + (第五号に係る部分に限る。 第六条(第五号イに係る部 条において準用する法第六 第十条の規定は法第百 一項に規定する主務省 この場合において、 第八条 (第五号 第九 第五 項

表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同

第八条第五号	第七条第五号		第六条第五号		第五条第一号	第 四 条
合()	株式移転株式移転	者とこれの株式の株式会社の株式の株式会社の株式の株式の株式の株式の株式の株式の株式の	合  併	会社	合(併)	株式移転
信託の併合	信託の併合	者又は質権者 一番	信託の併合	信託の受託者(委託場合にあっては、委場合にあっては、委	信託の併合	信託の併合

のとする。 条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、 次に掲げるも

- 第四号において同じ。 利益持分(同項第三号ロに規定する利益持分をいう。 定する元本持分をいう。 振替特定目的信託受益権の元本持分 (平成十年法律第百五号) の総数 第三号及び第四号において同じ。 第二百二十六条第一項第三号ロに規 (資産の流動化に関する法 第三号及び 又は
- 所 る原委託者をいう。 原委託者 (資産の流動化に関する法律第二百二 )及び受託信託会社等の氏名又は名称及び住 一十四条に規定す
- 各振替特定目的信託受益権の元本持分又は利益持分の数
- 持分若しくは利益持分の計算に係る特定目的信託契約の定め 振替特定目的信託受益権の元本持分若しくは利益持分又は元本
- 비 치 되 前号に掲げるもの以外の振替特定目的信託受益権の内容
- 特定目的信託契約の期間
- 定目的信託契約の定め 受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する特
- 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期
- 九 項に規定する特定信託管理者に係る事項を含む。 関する法律第一 権利の行使に関する特定目的信託契約の定め 一条第十七項に規定する代表権利者及び同条第十八 (資産の流動化に
- 振替特定目的信託受益権の元本の額
- 振替特定目的信託受益権に係る特定資産 (資産の流動化に関

する法律第四条第三項第三号に規定する従たる特定資産を除く。

の内容

十二 振替特定目的信託受益権が資産の流動化に関する法律第二百 三十条第一 項第三号に規定する特別社債的受益権であるときは、

(外債に関する社債に係る規定の準用)

第十条の十一 第三条の規定は、 法第百二十七条において準用する法

債を除く。 準用する。 第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について この場合において、 」とあるのは 「振替外債 第三条第一号中 (短期外債を除く。 「振替社債 (短期社

債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、 同号ロ中「社債管理者」とあるのは「外国又は外国法人の発行する 同号チ中

「担保付社債信託法

(明治三十八年法律第五十二号)

の規定により

及び当該担保に係る信託証書の表示」と、 げる事項」とあるのは 物上担保が」とあるのは 「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号 「担保が」と、 「同法第二十六条各号に掲 同号リ中 「会社法施行規

る信託社債」とあるのは「信託の受託者が発行する外債であって、 (平成十八年法務省令第十二号) 第二条第三項第十七号に規定す

期社債に限る。 信託財産のために発行するもの」 )」とあるのは 「振替外債(短期外債に限る。)」 ٢ 同条第二号中 「振替社債

2 前項の 読み替えるものとする。 「短期外債」とは、 振替外債のうち、 次に掲げる要件の全

(新設)

てに該当するものをいう。

円建てで発行されるものであること。

各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

三 がないこと。 年未満の日とする確定期限の定めがあり 元本の償還について、 振替外債の総額の払込みのあった日から かつ、 分割払の定め

定めがあること。 利息の支払期限を、 前号の元本の償還期限と同じ日とする旨

一章の三 略

第十条の十二~第十条の十八

(略)

(振替機関への通知事項)

第三十六条 る事項は、 第三条第一号に定める事項及び新株予約権の内容とする 法第百九十五条第一項第九号に規定する主務省令で定め

(新株予約権の行使時等における通知事項)

第四十四条 び新株予約権の内容とする。 に規定する主務省令で定める事項は、 法第二百二条第三項第三号及び第二百三条第三項第四号 第三条第一号に定める事項及

> 第二章の二 (略)

第十条の二~第十条の八 (略

(振替機関への通知事項)

第三十六条 る事項は、 とする。 第三条第一項第一号に定める事項及び新株予約権の内容 法第百九十五条第一項第九号に規定する主務省令で定め

(新株予約権の行使時等における通知事項)

第四十四条 事項及び新株予約権の内容とする。 に規定する主務省令で定める事項は、 法第二百二条第三項第三号及び第二百三条第三項第四号 第三条第一項第一号に定める

(新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用)

第四 限る。 ぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。 主務省令で定めるものについて、 第百六十七条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項につ 主務省令で定める場合について、 七条の三第一項において準用する法第百六十九条第 七条の三第一項において準用する法第百六十九条第1 る主務省令で定める者について、 十七条の三第 主務省令で定めるものについて、 定は法第二百四十七条の三第 定める事項について、 おいて準用する法第百六十六条第 第三十二条 項に規定する新投資口予約権者又は質権者となるべき者として 八条の三 次の の規定は法第二百四十七条の三 表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句 第 項において準用する法第百六十九条第一 (第三号に係る部分に限る。 一十七条の規定は法第二百四十七条の三第 第三十条 項において準用する法第百六十七条 (第三号に係る部分に限る。 それぞれ準用する。 第三十三条の規定は法第二百四十 第三十四条の規定は法第二 第三十一 項第九号に規定する主務省令で 第 条 項において準用する法 (第三号に係る部分に の規定は法第二百 一項に規定する 一項に規定する この場合に 一項に規定す は 一百四十 の規 項に

(新設)

第三十条第三号

株予約権無償割当で法律(昭和二十六年)十七条に規定する新び投資法人に関するが投資法人に関する割当て(投資信託及)新株予約権無償割当新投資口予約権無償

第三十二条第三号 一条第三号 新株予約権無償割当 新株予約権無償割当 て をいう。 て 株主名簿 登録株式質権者 以下同じ。 割当て 割当て 新投資口予約権無償 法律第百九十八号) 投資主名簿 新投資口予約権無償 登録投資口質権者 う。 約権無償割当てをい 規定する新投資口予 第八十八条の十三に 以下同じ。

定の準用) (特定目的会社の転換特定社債に関する新株予約権付社債に係る規

号」とあるのは、「第三条第一号(ト及びリを除く。)」と読み替について準用する。この場合において、第三十六条中「第三条第一する法第百九十五条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項定の準用)

定の準用) (特定目的会社の転換特定社債に関する新株予約権付社債に係る規

| 項第一号|| とあるのは、「第三条第一項第一号(ト及びリを除く。| について準用する。この場合において、第三十六条中「第三条第一する法第百九十五条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項第五十条 第三十六条の規定は法第二百五十一条第一項において準用

えるものとする。

付社債に係る規定の準用)(特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債に関する新株予約権

第五十一条 第三十六条の規定は法第二百五十四条第一項において準 第五十一条 第三十六条の規定は法第二百五十四条第一項において、第三十六条及び第四十四条中「第三条第一項において規定する主務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第三十六条の規定は法第二百五十四条第一項においてあるのは、「第三条第一号(ト及びリを除く。)」と読み替えるものるのは、「第三条第一号(ト及びリを除く。)」と読み替えるものとする。

## (電磁的方法による提供)

第六十条 第三百六十二号。 処理組織を使用する方法であって、 省令で定める電磁的方法は、 条までにおいて準用する場合を含む。 イルに当該情報が記録されるもののうち、 入者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報 社債、 当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファ 株式等の振替に関する法律施行令 第十九条 以下「令」という。)第十四条第二号 第 振替機関の使用に係る電子計算機と加 7 当該電気通信回線を通じて情報 条及び第二十三条から第1 に規定する内閣府令・法務 当該振替機関の使用に係 (平成十四年政令 (令第十六 二十七

# 」と読み替えるものとする。

付社債に係る規定の準用) (特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債に関する新株予約権

第五十一条 規定する主務省令で定める事項について、 準用する法第二百二条第三項第三号及び第二百三条第三項第四号に 項について、第四十四条の規定は法第二百五十四条第一項において み替えるものとする 場合において、 用する法第百九十五条第一項第九号に規定する主務省令で定める事 とあるのは、 第三十六条の規定は法第二百五十四条第一項において準 第三十六条及び第四十四条中 第三条第 項第 号 (ト及びリを除く。 それぞれ準用する。 「第三条第 項第

## (電磁的方法による提供)

第六十条 報の内容を電気通信回線を通じて当該加入者の閲覧に供し 機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情 備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、 線を通じて情報が送信され、 続した電子情報処理組織を使用する方法であって、 電子計算機と加入者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接 内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、 第三百六十二号。 社債、 株式等の振替に関する法律施行令 以下「令」という。)第十四条第二号に規定する 当該加入者の使用に係る電子計算機に 振替機関の使用に係る (平成十四年政令 当該電気通信 当該振替

通信回答 る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とす る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気 線を通じて当該加入者の閲覧に供し、 当該加入者の使用に係

2

情報の提供を受ける者の閲覧に供し、 されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えら 者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録 該電気通信回線を通じて情報が送信され、 子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気 閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、 条及び第二十三条から第二十七条までにおいて準用する場合を含む 方法であって、 使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する れたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該 通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、 七条及び第六十九条において準用する場合を含む。)に規定する内 十六条において準用する場合を含む。)及び第五十九条(令第六十 て準用する場合を含む。)、第五十条(令第六十五条の二及び第六 )、第四十一条(令第六十条、第六十二条及び第六十四条におい 令第十四条第三号 規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用する方法とする。 (昭和四十五年法律第四十八号) インターネットに接続された自動公衆送信装置 (令第十六条、 第十七条、 当該情報の提供を受ける者の 第二条第一項第九号の五 当該情報の提供を受ける 振替機関の使用に係る電 第十九条、 第二十一 (著 当

> 録する方法とする。 入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記

送信装置をいう。) 年法律第四十八号) 機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であって、 者の閲覧に供し、 された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける 当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録 計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち じて情報が送信され、 電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通 供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した する場合を含む。)及び第五十九条(令第六十七条及び第六十九条 て準用する場合を含む。)、第五十条(令第六十六条において準用 条及び第二十三条から第二十七条までにおいて準用する場合を含む 定める電磁的方法は、 において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・法務省令で )、第四十一条(令第六十条、第六十二条及び第六十四条にお 令第十四条第三号(<br/>
令第十六条、第十七条、第十九条、 -ネットに接続された自動公衆送信装置 当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算 を使用する方法とする。 第二条第 当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子 振替機関の使用に係る電子計算機と情報の提 一項第九号の五イに規定する自動公衆 (著作権法 (昭和四十五 イン

略

3

3

附 則

特例社債等の内容の公示

第四条 係る特例社債」と読み替えるものとする。 第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場 合において、第三条第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債 (短期社債を除く。) 」とあるのは 第三条 (第二号を除く。) の規定は、 「附則第十七条第一項の同意に 法附則第十七条第一項 第四条

- るのは、 のとする。 短期社債を除く。 法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項につ る法附則第十七条第一項の同意に係る特例地方債」と読み替えるも 「振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「振替地方債」とあ て準用する。この場合において、 第十条の二の規定は、 「第三条第一号中 )」とあるのは 法附則第二十七条第二項において準用する 「第六十九条第一項第一号の振替社債 「附則第二十七条において準用す 第十条の二中 「第三条第 一号中 2
- 3 短期社債」 法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項につ とあるのは 号中 て準用する。 第十条の三の規定は、 「第六十九条第 とあるのは 「第一号ト、 この場合において、 「短期投資法人債」」とあるのは 項第一号の振替社債 法附則第二十八条第二項において準用する リ及び第 第十条の三中 一号」と、 (短期社債を除く。) 「第三条第 「第一号ト及びリ 「第三条第 号 中

附 則

特例社債等の内容の公示

号の振替社債 この場合において、第三条第一項第一号中「第六十九条第 第一 項の同意に係る特例社債」と読み替えるものとする。 項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。 第三条第 (短期社債を除く。 項 (第二号を除く。) )」とあるのは の規定は、 「附則第十七条第 法附則第十七 一項第

- のとする。 る法附則第十七条第一項の同意に係る特例地方債」と読み替えるも 短期社債を除く。 あるのは、 る法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項に ついて準用する。 第三条第二項の規定は、 「振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「振替地方債」と 「前項第一号中 この場合において、 )」とあるのは「附則第二十七条において準用 法附則第二十七条第二項において準用 「第六十九条第一項第一号の振替社債 第三条第二項中 「前項第
- 3 びリ」とあるのは 項 中 ついて準用する。 る法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項に 第 第三条第三項の規定は、 「短期社債」とあるのは 号中 「第六十九条第 この場合において、 「第一号ト、 法附則第二十八条第二項において準用 「短期投資法人債」」とあるのは 項第 リ及び第一 号の振替社債 第三条第三項中 一号」と、 (短期社債を除く 第 第 項第 一号卜及 第

あるのは「読み替える」と読み替えるものとする。
人債」と、「、ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替える」と七条第一項の同意に係る特例投資法人債(短期投資法人債を除く。
」とあるのは「附則第二十八条第二項において準用する法附則第十

リを除く。)の」とあるのは 法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項につ のとする。 する法附則第十七条第一項の同意に係る特例社債」と読み替えるも 社債を除く。)」とあるのは て準用する。この場合において、 第十条の四の規定は、 第三条第一号中 」と読み替えるものとする。 「準用する。」とあるのは「準用する。この場合にお 「第六十九条第一 法附則第二十九条第二項において準用する 「附則第二十九条第二項において準用 「第三条 第十条の四中 (第一号リ及び第二号を除く 項第一号の振替社債 「第三条 ( 第 (短期 一号 4

附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項につい とあるのは とあるのは て準用する。 「短期社債」とあるのは 第十条の五の規定は、 とあるのは 項の同意に係る特例特定社債」 「第六十九条第一 「第一号ト及びリ並びに第二号」と、 「附則第三十条第二項において準用する法附則第十七条 この場合において、 「特定短期社債」 項 第 法附則第三十条第二 「特定短期社債」とあるのは 一号の振替社債 と、 第十条の五中 ۲, 一、 ハ及びト」とあるのは (短期社債を除 同条第一 |項において準用する法 「第一号ト及びリ」 「第三条第 二号中 「第三条第 「短期社 一号中

5

。)」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。 (でする) は、「、「ののです」とあるのは「及びハ」と読み替えるでは、「、同項第二号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債を除い。」とあるのは「附則第二十八条第二項において準用する法附則

準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例社債」と読み替え 短期社債を除く。 において、 除く。)の」と、 る法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項に るものとする。 ついて準用する。 号リを除く。 第三条第四項の規定は、 第一項: 」と読み替えるものとする。 の」とあるのは この場合において、 )」とあるのは 第一号中 「準用する。」とあるのは 法附則第二十九条第二項において準用 「第六十九条第一項第一号の振替社債 第一 「附則第二十九条第二項において 第三条第四項中 項(第一号リ及び第二号 「準用する。 第 この場合 項

期社債」 号 中 リ」とあるのは いて準用する。この場合において、 法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項につ 七条第一項の同意に係る特例特定社債」と、 )」とあるのは 第一号中 第三条第五項の規定は、 「短期社債」とあるのは 」とあるのは 「第六十九条第 「第一号ト及びリ並びに第二号」と、 「附則第三十条第一 「特定短期社債」 一項第一 法附則第三十条第二項において準用する 「特定短期社債」とあるのは 号の振替社債 一項において準用する法附則 第三条第五項中 と ハ及びト」とあるの (短期社債を除く。 同項第二号中 「第一号ト及び 第 第 項 第 一項

のとする。 及びハ」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるも

- るのは 」とあるのは と読み替える」とあるのは 債又は農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規定する短期農林債 庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定す 法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項につ に表示されるべき権利」と、 る短期農林債に表示されるべき権利」とあるのは 三十八号)第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金 「第六十九条第一項第一号の振替社債 項の同意に係る特例特別法人債」と、 て準用する。 第十条の六の規定は、 「短期社債」とあるのは とあるのは 「附則第三十一条第二項において準用する法附則第十七条第 「第一号ト及びリ並びに第二号」と、 この場合において、 「信用金庫法第五十四条の四第一項に規定する短期 法附則第三十一条第二項において準用する 「読み替える」と読み替えるものとする 「信用金庫法 「、ハ及びト」とあるのは「及びハ」 第十条の六中「第一号ト及びリ (短期社債を除く。)」とあ 乛 (昭和二十六年法律第1 同条第二号中「短期社 「第三条第 「第三条第 一号中 6
- 条第二項におい る法第六十九条第 条の七第 主務省令で定める事項について準用する。 第十条の七第 一項第 一号中 て準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する 項 一項 (第二号を除く。) の規定は、 の信託の設定が、 「法第百二十一条において読み替えて準用す 投資信託契約締結当初に係 この場合において、 法附則第三十二 第 十

るものとする。は「及びハ」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替

- する。 号中 短期債又は農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規定する短期農 期社債」とあるのは 央金庫法 る法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項に 林債に表示されるべき権利」と、 条第一項の同意に係る特例特別法人債」と、 とあるのは「附則第三十一条第二項において準用する法附則第十七 定する短期農林債に表示されるべき権利」とあるのは びリ」とあるのは ついて準用する。この場合において、 ハ」と読み替える」とあるのは 一百三十八号)第五十四条の四第一 号中「短期社債」とあるのは「信用金庫法 第三条第六項の規定は、 「第六十九条第一項第一号の振替社債 (平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第 「第一号ト及びリ並びに第二号」と、 「信用金庫法第五十四条の四第一項に規定する 法附則第三十一条第二項において準用 「読み替える」と読み替えるものと | 項に規定する短期債又は農林中 ハ及びト」とあるのは 第三条第六項中 (短期社債を除く。)」 (昭和二十六年法律第 同項第二号中 第 第 第 一項 一項に規 一号卜及 「及び 一項
- 十九条第一項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るもの」七項第一号中「法第百二十一条において読み替えて準用する法第六二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務

えるものとする。 法附則第十七条第一項の同意に係る特例投資信託受益権」と読み替るもの」とあるのは、「法附則第三十二条第二項において準用する

10

- 準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める 附則第三十六条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同 九条第一項第一号の振替社債 三条第一号中「振替社債 意に係る特例外債」と、 ·項について準用する。この場合において、第十条の十一第 第十条の十一第 (短期外債を除く。)」とあるのは「第三条第一号中「第六十 二条の」とあるのは 一項の規定は、 \_ (短期社債を除く。)」とあるのは 「第三条 同条第二号中「振替社債(短期社債に (短期社債を除く。)」とあるのは「 法附則第三十六条第二項において (第二号を除く。) の」と、 「振替 一項中 第
- 条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する11 第十条の七第一項(第二号を除く。)の規定は、法附則第三十七

限る。

)」とあるのは「振替外債

(短期外債に限る。)」と読み替

える」とあるのは

「読み替える」と読み替えるものとする。

とする。
十七条第一項の同意に係る特例投資信託受益権」と読み替えるものとあるのは、「法附則第三十二条第二項において準用する法附則第

ついて準用する。
る法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項に
第三条第八項の規定は、法附則第三十四条第二項において準用す

8

ついて準用する。
る法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項にる法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項に第三条第九項の規定は、法附則第三十五条第二項において準用す

10 のは あるのは る法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項に 外債」と、 条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例 債を除く。)」とあるのは とあるのは ついて準用する。 号の振替社債 「振替社債 第三条第十項の規定は、 「読み替える」と読み替えるものとする。 「振替外債 第 (短期社債を除く。)」とあるのは「振替外債 同項第二号中「振替社債(短期社債に限る。 一項 (短期社債を除く。) 」とあるのは「附則第三十六 この場合において、 (第二号を除く。) (短期外債に限る。)」と読み替える」とある 法附則第三十六条第二項において準用 「第一項第一号中「第六十九条第一項第 第三条第十項中 のと、 第 第 項 第 一項の」 (短期外 一号中

二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務11 第三条第七項 (第二号を除く。) の規定は、法附則第三十七条第

えるものとする。 法附則第十七条第一項の同意に係る特例投資信託受益権」と読み替 るもの」とあるのは、 る法第六十九条第一項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係 条の七第一項第一号中「法第百二十一条において読み替えて準用す 主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十 「法附則第三十七条第二項において準用する

法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項につ いて準用する。 第十条の九の規定は、法附則第三十九条第二項において準用する

13 附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項につい て準用する。 第十条の十の規定は、 法附則第四十条第二項において準用する法

14 • 15

(略)

とする。 とあるのは、 十九条第一項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るもの」 七項第一号中「法第百二十一条において読み替えて準用する法第六 十七条第一項の同意に係る特例投資信託受益権」と読み替えるもの 省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第 「法附則第三十七条第二項において準用する法附則第

12 る法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項に ついて準用する。 第三条第八項の規定は、 法附則第三十九条第二項において準用

13 法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項につ いて準用する。 第三条第九項の規定は、 法附則第四十条第二項において準用する

14 • 15 略